

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和5年 5月 16日 愛知県知事 殿 提出者 住 所 愛知県豊川市穂ノ原二丁目10 氏 名 旭メタルズ株式会社 代表取締役 村上直久 電話番号 0533-86-3181 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	旭メタルズ株式会社
事業場の所在地	愛知県豊川市穂ノ原二丁目10
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 14,514百万円 (令和4年度)
③ 従業員数	315名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	鋳物砂：鋳さい→最終処分業者に直接委託し埋立処分及び再生、セメント材として処理 溶解スラグ：鋳さい→最終処分業者に直接委託し埋立処分及び路盤材、セメント材として処理 廃プラスチック類→最終処分業者に直接委託し埋立処分 木屑→最終処分業者に直接委託し燃料材として処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
環境管理責任者/公害防止統括者			
<pre> graph TD A[環境管理責任者/公害防止統括者] --- B[環境境推進委員会] B --- C[産業廃棄物小委員会 (産業廃棄物管理責任者)] C --- D[各職場の産廃委員] </pre>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい（鋳物砂）	その他
	排 出 量	9,388 t	7,953 t
	（これまでに実施した取組） 鉦さいの発生量は生産高並びに製品の品種構成により左右される。特に、砂のリサイクルを重視した削減策を講じている。ショットブラストから排出される砂を造形ラインへ戻し再利用している。また、磁選機によりショット砂から鉄粉を回収し再利用している。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい（鋳物砂）	その他
	排 出 量	7,000 t	7,000 t
	（今後実施する予定の取組） ・ショットブラストからの回収砂の再利用率の向上。 ・加工機の作動油廃量の削減。 ・トリミングプレスの加工屑の再利用。 ・受注量が令和3年度より増加する見込みの為、目標排出量は昨年度実績より高く設定。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状では廃プラは減ったが、操業度回復のため一定の鉦さいの発生がある。		
③ 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・鉦さいの発生元別に成分を確認し、再生の可否の徹底を図る。 ・ゴム並びにベルト等を廃プラと区分し、分別の徹底を図る。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
④ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい（鋳物砂）	その他
	全処理委託量	9,388 t	8,530 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	7,953 t	8,530 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃プラ、廃油について優良認定業者の利用によってよりよい処理を図った。また鉍さいの分別を促進しリサイクル率の向上を図った。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉋さい（鋳物砂）	その他
	全処理委託量	7,000 t	7,000 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	6,000 t	7,000 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>（今後実施する予定の取組） 処理業者に委託して最終処分をしている鉋さいをさらに細分化し、 処理業者と協議の上で、再生利用可能な用途を拡大していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉋さいの路盤材としての再利用 ・ 鉋さいのセメント原料への再利用 ・ 鋳物砂への再生利用 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。